

事務連絡
令和元年9月27日

各国公立大学学生部(担当職)
各公立短期大学専務部(担当職)
各国公立高等専門学校事務部(担当職) 御中
各都道府県専修学校・各種学校主管課(担当職)
各都道府県教育委員会専修学校・各種学校主管課(担当職)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省高等教育局学生・留学生課

20歳到達者の国民年金加入手続きの変更に係る周知について

各大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下、大学等という）におかれましては、日頃より、学生・生徒に対する教育や指導の改善及び学生生活の支援の充実に御尽力いただき感謝申し上げます。

今回、厚生労働省から別紙（年管管発0905第2号）のとおり、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）の改正に伴う、20歳到達者の国民年金加入手続きの変更に係る事項の周知について、協力依頼がございました。

本改正では、

- ・これまで20歳に到達された方は、国民年金資格取得届を市町村へ届出することになっていましたが、令和元年10月以降は、10月2日以降に生まれた者で日本年金機構において20歳到達を確認できた方については届出を不要とし、20歳到達日に日本年金機構で国民年金の加入処理を行ったのち、「国民年金加入のお知らせ」（別添1～3）等が本人へ送付されます。

各大学等におかれましては、従来より御協力いただいている学生及び生徒に対する学生納付特例制度の周知（別添4）ならびに学生納付特例事務法人制度の周知（別添5）に御協力いただくとともに、今回の国民年金加入手続きの変更に係る周知についても御協力いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県及び各都道府県教育委員会の専修学校・各種学校主管課におかれましては、所轄の専修学校・各種学校に対して、この旨周知くださるようお願いいたします。

【本件担当】

○専修学校・各種学校

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL 03-5253-4111(内線：2939)

○大学、短期大学、高等専門学校

高等教育局学生・留学生課厚生係

TEL 03-5253-4111(内線：2519)



年管管発 0905 第 2 号
令和元年 9 月 5 日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長 殿
文部科学省高等教育局学生・留学生課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

20 歳到達者の国民年金加入手続きの変更に係る周知依頼について

国民年金は、原則として 20 歳以上で日本国内に住所を有する者を被保険者として適用しています。20 歳以上の大学生や専修学校生等（以下「大学生等」という。）には、将来、年金を受け取ることだけでなく、在学中のスポーツによるけが、病気や事故で障害が残ってしまった場合でも障害基礎年金が受けられるよう、本人からの申請に基づき、大学生等である期間の国民年金保険料の納付が猶予され、その後 10 年以内にその猶予された期間の保険料を納付することができる学生納付特例制度、また、学生納付特例の申請を被保険者である大学生等からの委託を受けて大学・専修学校等（以下「大学等」という。）が代行できる学生納付特例事務法人制度が設けられており、その周知については、従来より貴省にも御協力いただいているところです。

このたび、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）を改正し、令和元年 10 月より下記 1 及び 2 のとおり国民年金加入手続きが変更されたことから、大学等に対して、周知方よろしくお取り計らい願います。

併せて、従来よりご協力いただいている学生納付特例制度（下記 3）及び学生納付特例事務法人制度（下記 4）についても、引き続き周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1 20 歳届出事務の変更

これまで 20 歳に到達された方は、日本年金機構からの事前の届出勧奨を受け、市町村に国民年金資格取得届の届出をしていただいておりますが、令和元年 10 月以降は、10 月 2 日以降に生まれた者で日本年金機構において 20 歳到達を把握できた方については届出を不要とし、20 歳到達日に国民年金の加入処理を行ったうえで、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「学生納付特例申請書」等を送付します。

2 20 歳到達者への送付物

別添 1～3 のとおりです。

3 学生納付特例制度の周知

上記1のとおり、学生納付特例については、加入後に認知することになることから、20歳に到達する学生に対し、大学等を通じ改めて学生納付特例についての周知をお願いいたします（別添4参照）。

4 学生納付特例事務法人制度の周知

学生にとってより利便性の高い手続環境を整備する観点から、学生が通学する大学等が「学生納付特例事務法人」の指定を受けている場合、通学する各大学等で学生納付特例の申請手続を行うことができる学生納付特例事務法人制度を設けています（別添5参照）。

学生納付特例事務法人では資格取得届を受理できないため、20歳に到達した大学生等は資格取得届を住民票のある市町村へ、学生納付特例の申請を学生納付特例事務法人へそれぞれに提出をする必要がありました。

今回の事務見直しにより、20歳到達により国民年金の資格取得を行った旨の「国民年金加入のお知らせ」が届いた大学生等は、必要な手続きが学生納付特例の申請のみとなります。

なお、国内転入等により20歳到達による「国民年金加入のお知らせ」が届いていない大学生等は、資格取得届が必要となる場合がありますので、そのような相談があった場合は市町村又は年金事務所をご案内いただくよう、ご協力をお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省年金局事業管理課
国民年金管理係 高井・久保田
(電話) 03-3590-2730

年 月 日

〒

様

日本年金機構

国民年金加入のお知らせ

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。このたび、下記のとおり国民年金第1号被保険者^{※1}の資格を取得されましたのでお知らせします。国民年金保険料は、同封の「国民年金の加入と保険料のご案内」をご確認いただき、納め忘れのないようにしてください。

下記の基礎年金番号^{※2}は、ご自身の年金加入記録を管理する番号で、年金加入制度が変更になっても変わりません。今後、年金に関する様々なお手続きは、マイナンバー（個人番号）または基礎年金番号で行えます。別途送付される、年金手帳や日本年金機構が送付する通知などにも、基礎年金番号を記載しています。

また、ねんきんネットをご利用すると、基礎年金番号、資格取得年月日及び加入履歴等をご確認できます。詳しくは、別途送付される「ねんきんネットアクセスキー送付のお知らせ」をご参照ください。

※1 20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等です。

※2 国民年金・厚生年金保険・共済組合等の公的年金制度で共通して使用する「一人に一つの番号」です。

基礎年金番号		
被保険者資格取得年月日	年	月 日
氏名		
生年月日	年	月 日
性別		

○下記①～③のいずれかにあてはまる方は「ねんきん加入者ダイヤル」に早急にご連絡ください。

- ① 厚生年金保険の被保険者またはその方の被扶養配偶者
- ② 各共済組合の組合員等またはその方の被扶養配偶者
- ③ 社会保障協定の年金制度適用調整規定により日本国以外の年金制度に加入されている方

お問い合わせ先

「ねんきん加入者ダイヤル」0570-003-004

※間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

(050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6630-2525へ)

(受付時間) 月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 休日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金制度の詳細については、日本年金機構ホームページもご参照ください。

年 月 日

〒

様

日本年金機構

国民年金加入のお知らせ

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。このたび、下記のとおり国民年金第1号被保険者^{※1}の資格を取得されましたのでお知らせします。国民年金保険料は、同封の「国民年金の加入と保険料のご案内」をご確認いただき、納め忘れのないようにしてください。

※1 20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等です。

整理番号（仮基礎年金番号）	
被保険者資格取得年月日	年 月 日
氏名	
生年月日	年 月 日
性別	

なお、国民年金加入に伴う処理をした際に、貴方のものと思われる基礎年金番号が見つかりました。基礎年金番号は、1人に1つの番号で年金加入記録を管理するものです。このため、このお知らせを作成した時点では、仮の基礎年金番号（「99」で始まる10ケタの整理番号）で年金加入記録の管理を行っています。

つきましては、別途送付される「基礎年金番号確認のお願い」を必ずご提出ください。

ご提出いただいた「基礎年金番号確認のお願い」で基礎年金番号が確認できた場合は、日本年金機構で年金加入記録の整理を行います。

また、ねんきんネットをご利用すると、基礎年金番号、資格取得年月日及び加入履歴等をご確認できます。詳しくは、別途送付される「ねんきんネットアクセスキー送付のお知らせ」をご参照ください。

お問い合わせ先

「ねんきん加入者ダイヤル」0570-003-004

※間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

（050から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6630-2525へ）

（受付時間） 月～金曜日 午前8：30～午後7：00

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金制度の詳細については、日本年金機構ホームページもご参照ください。



国民年金の加入と保険料のご案内

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の人（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。

国民年金のメリット

老後を支える終身保障！

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

万が一の障害や遺族を保障！

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

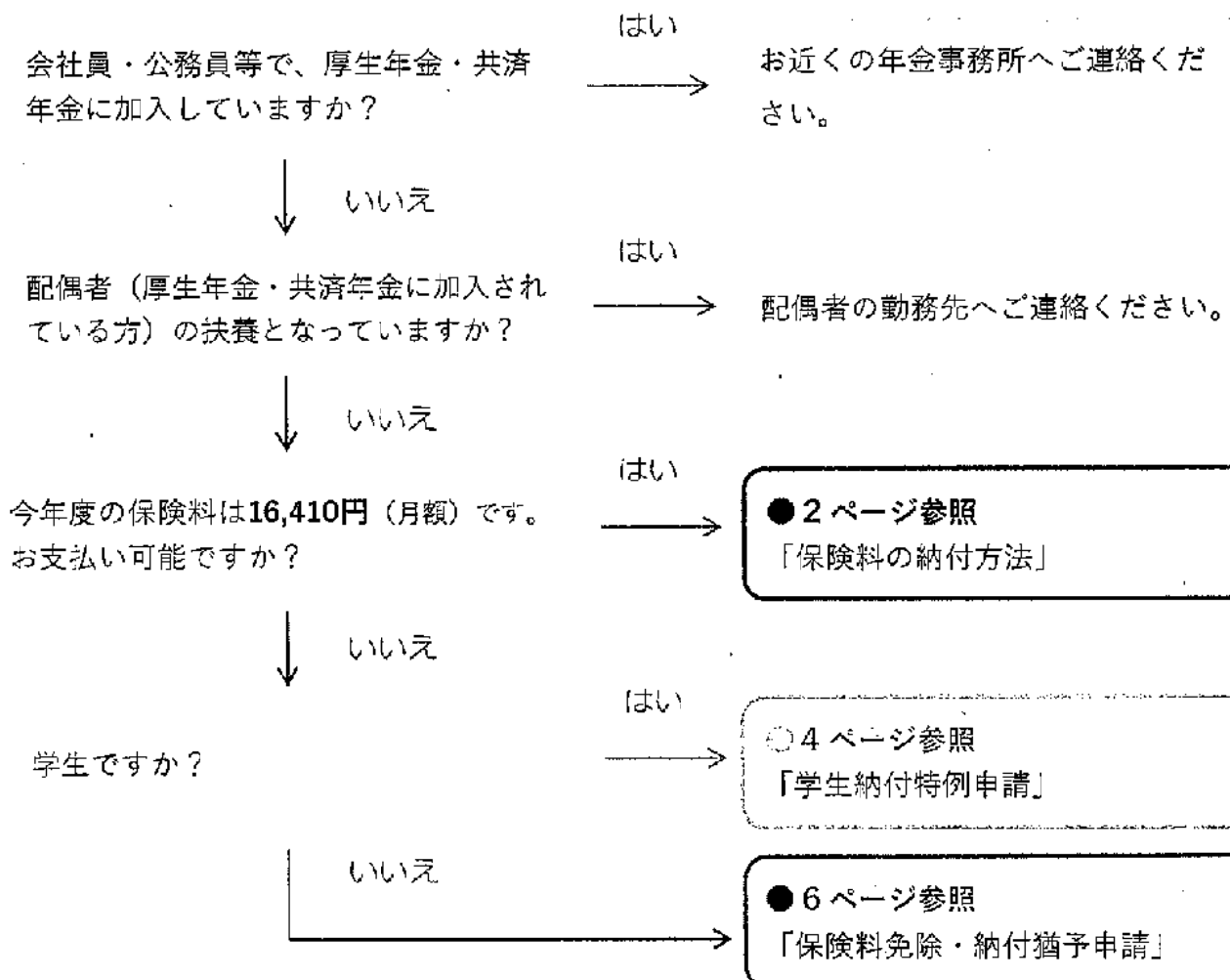
保険料が控除！

納めた保険料の全額が所得から控除されます。

基礎年金の半分は国（税金）が負担！

基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

■ 加入後に必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします。



20歳直前で海外出国されたこの案内が届いた場合は、お近くの年金事務所へご連絡ください。

諸外国との社会保障協定で定められた適用証明書をお持ちの場合、国民年金の適用が免除される可能性があります。

お近くの年金事務所へご相談ください。社会保障協定については日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。

<目次>

国民年金保険料の納付方法のご案内	P2
国民年金保険料学生納付特例制度のご案内	P4
国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内	P6
付加保険料制度・産前産後保険料免除・ねんきんネットのご案内	P8

国民年金保険料の納付方法

(2019年)

(2020年)

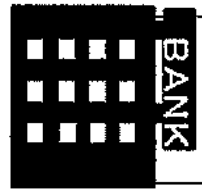
平成31年4月～令和2年3月分の国民年金保険料は、**16,410円** (月額) です。

保険料の納付期限は翌月末 (例えば4月分は5月末まで) です。

国民年金保険料は支払方法が選べます！



(1) 納付書



(2) 口座振替



(3) クレジット

- 市(区)役所、町村役場および年金事務所では納めることができません。ご了承ください。
- その他、納付に関する注意事項は、同封の「国民年金保険料納付案内書(納付書送付書)」および「納付書」の裏面をご覧ください。

6カ月、1年分をまとめて前払い(前納)するとお得です！

(1) 納付書によるお支払い 納付書の見方や使用方法について日本年金機構ホームページをご確認ください。 (<https://www.nenkin.go.jp/>)

金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口、
または電子納付(ペイジー、インターネットバンキング等)で納付できます。

金融機関

全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合

コンビニエンスストア等

全国のコンビニエンスストア(詳しくは納付書裏面をご確認ください)

電子納付(Pay-easy)

- 同封の納付書に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をPay-easy対応のATMかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

●お支払い保険料と前納割引額

[令和元年度額]

種類	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
現金	16,410円	-	97,660円	800円	193,420円	3,500円	380,880円	14,520円

■納付書での前納が翌々年3月分まで(最大で2年分)できるようになりました。

納付書は同封されておりませんので、ご利用の際は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

【注意事項】

- 使用期限を経過すると、同封の前納用納付書で納められません。
- 同封の前納用納付書以外にも前納できる期間がある場合には、前納用納付書を新たに発行します。
お近くの年金事務所へお問い合わせください。
<例>「元.10~2.3」前納用納付書の使用期限である令和元年10月31日を過ぎてしまったが、前納したい
⇒令和元年12月2日までであれば、令和元年11月分から令和2年3月分までの前納ができます。
- 加入月から翌年3月までの各月納付書と加入月の翌月分から翌年3月までの前納用納付書が同封されている場合があります。
加入月の翌月から前納用納付書により納付される場合、加入月から前納開始月の前月分までの納付も必要です。

(2) 口座振替による継続的なお支払い（口座からの引き落とし）

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

【申込方法】

同封の「口座振替納付申出書」と「口座振替依頼書」に必要な事項を記入・押印し、お近くの年金事務所、金融機関または郵便局へご提出ください。

●口座振替申出の開始時期等は、手続き完了後に通知します。通知が届くまでの間は、納付書を大切に保管してください。

●前納割引額と申込期限

【令和元年度額】

種類	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
口座振替	16,410円※	-	97,340円	1,120円	192,790円	4,130円	379,640円	15,760円
申込期限	随時提出可能		(上期) 2月末日 (下期) 8月末日		2月末日			
引落日	毎月末日 (申出をいただいた翌月以降)		(上期) 4月末日 (下期) 10月末日		4月末日			

※納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替すると16,360円になり、保険料が50円割引されます。

【注意事項】

- 口座振替のスケジュールや引き落とし金額は、手続き完了後にお送りする「国民年金保険料口座振替開始（変更）額通知書」および「国民年金保険料口座振替額通知書」でお知らせします。
- 残高不足で口座からの振替ができなかった場合は「翌月末振替」になります。次の振替日（2年前納、1年前納の場合は翌年4月末）までの間、割引がありません。
- 口座振替が開始されるまでは、同封の納付書で納めてください。開始まで、1～2カ月程度かかります。
- 過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納められません。
- 引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としされます。

(3) クレジットカードによる継続的なお支払い（申込用紙はHPでダウンロードできます）

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行うものです。

(注) 立替納付日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に立替納付されます。

●前納割引額と申込期限

【令和元年度額】

種類	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
クレジット	16,410円※	-	97,660円	800円	193,420円	3,500円	380,880円	14,520円
申込期限	随時提出可能		(上期) 2月末日 (下期) 8月末日		2月末日			
立替納付日	毎月末日 (申出をいただいた翌月以降)		(上期) 4月末日 (下期) 10月末日		4月末日			

※当月分の保険料（16,410円）が当月末に立替納付されます。割引はありません。

【注意事項】

- 過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納められません。

詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

学生納付特例制度

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに、障害基礎年金を受け取ることができます。

■対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校[※]に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程に在学している方

<前年所得のめやす> $118\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円}$ で計算した額以下
保険料を納められないときは、未納のまま放置せず必ず学生納付特例を申請しましょう。

1. 手続き方法

(1) 申請書の記入

同封している学生納付特例申請書をご使用ください。紛失や書き損じの場合は、市(区)役所、町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページでも入手できます。

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

(2) 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金窓口です。

申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものが必要です。

*在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を行う法人として指定を受けている場合は、学校等で申請書の提出ができます。(学校等の確認は日本年金機構ホームページで確認できます。)

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

(3) 審査結果の確認

申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

①「承認通知書」が届いた場合、承認期間は誕生月～その年度の3月までです。

すでに保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間になりません。

②「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。

【注意事項】

申請時点の2年1カ月前の月分まで遡って申請ができます。申請が遅くなると、障害基礎年金を受け取れない場合があります。すみやかに申請してください。

2. 手続きをしない場合のデメリット

万が一のことが起こったときに、年金が受け取れません

年金は、老後に受け取るだけではありません。

次の場合、障害基礎年金が受け取れない可能性があります。

- ・万が一の病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかった。
- ・学生納付特例の手続きを忘れていた。

障害基礎年金

令和元年度（年額）

【1級】975,125円

【2級】780,100円

* 障害等級は、身体障害者手帳の等級ではなく、国民年金法に定められている等級です。

* 国民年金加入中の病気やけがで、一定の障害状態にある間は、障害基礎年金を受け取れます。

3. 承認後の年金

将来受け取る年金の受給資格期間に算入されます

ただし、年金額に反映されません

●学生納付特例承認後の比較表 「納付・学生納付特例」と「未納」の違い

	納付	学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に	計算される	計算されない	計算されない

(注) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。ただし、後から保険料を納めることができる「追納制度」があります。

追納制度

■学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

■将来受け取る年金額を補うために10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。

* 承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納められない場合があります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、保険料を「免除」または「猶予」する制度があります。

■ 免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となります。必ず納めてください。

■ 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

● 免除を受けるための「所得」の目安 【単位：万円】
() 内は収入額

世帯構成	全額免除 納付猶予	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
4人世帯 (夫婦、子ども2人の場合)	162 (257)	230 (354)	282 (420)	335 (486)
2人世帯 (夫婦のみの場合)	92 (157)	142 (229)	195 (304)	247 (376)
単身世帯	57 (122)	93 (158)	141 (227)	189 (296)

* 表は標準的なモデルをもとに計算しています。

* 所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もあります。ご了承ください。

学生の方は、学生納付特例をご利用ください

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合は、保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用できます。

学生納付特例に該当する方は、上記の免除・納付猶予の申請はできません。

手続き方法は4ページまたは日本年金機構ホームページでご確認ください。

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

■ 未納だと損をします！

● 免除・納付猶予制度の比較表 「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれる※2	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に	計算される	計算される※1	計算される※1,2	計算されない	計算されない

※1,2 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりです。

● 全額免除の場合…2分の1 ● 3/4免除の場合…8分の5 ● 半額免除の場合…4分の3 ● 1/4免除の場合…8分の7

※2 「一部免除」については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

1. 手続き方法

(1) 申請書の記入

同封している免除・納付猶予申請書をご使用ください。紛失や書き損じの場合は、市（区）役所、町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページでも入手できます。

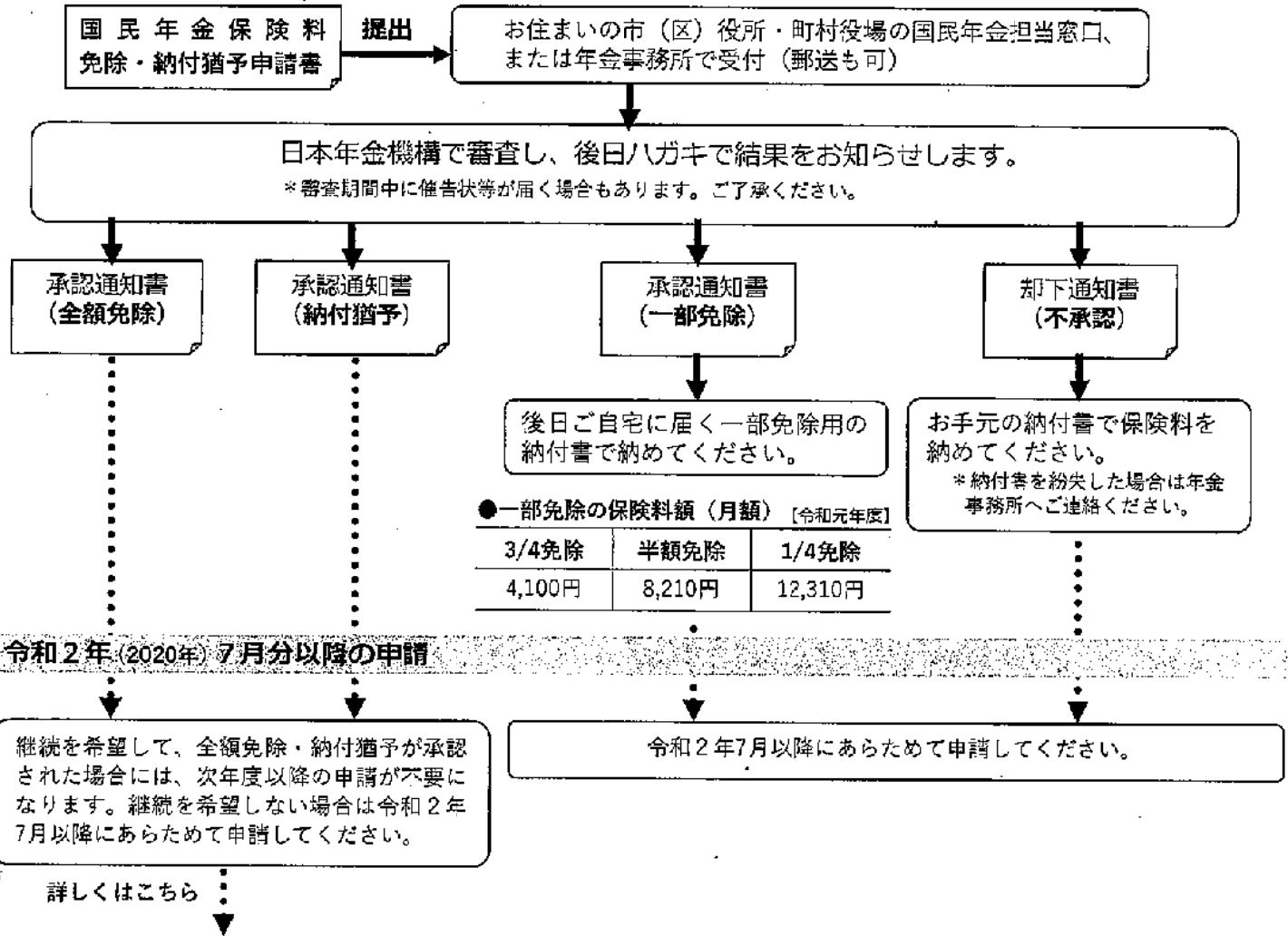
(<http://www.nenkin.go.jp/>)

(2) 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している市（区）役所または町村役場の国民年金窓口です。

2. 手続きの流れ

令和元年(2019年)10月～令和2年(2020年)6月分の申請



3. 免除・納付猶予申請は2年目から不要(希望制)

- 全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き、全額免除または納付猶予の承認を希望する場合は、免除・納付猶予申請が不要です。ただし、失業等が理由の特例による免除承認であった場合は、翌年度も申請書の提出が必要です。
- 継続を希望する場合は「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」にある継続希望区分欄の「1.(はい・いいえ)」の『はい』に○をつけてご提出ください。
- 申請書に継続希望の『はい』に○をつけ、その上で納付猶予が承認され、翌年度において全額免除の審査基準に該当する場合、①全額免除、②納付猶予の順で審査を希望するときは、継続希望区分欄の「2.(はい・いいえ)」の『はい』に○をつけてご提出ください。
- 審査の結果、全額免除または納付猶予が不承認になった場合でも、一部免除の申請を希望する場合には、あらためて申請が必要です。

追納制度

- 免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。
 - 将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。
- *免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

年金額が増える「付加保険料」

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

- 市（区）役所、町村役場、および年金事務所へお申し込みください。後日、納付書をお送りします。
- 付加保険料の納付は、申し込みした月分からとなります。
- 国民年金基金へご加入の方は付加保険料を申し込めません。
- 付加保険料を前納する場合、前納する期間によって割引を受けられます。

産前産後期間の免除制度

平成31年（2019年）4月から国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

- 届書は日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) からダウンロードできます。
- 出産予定日の6か月前から提出可能です。速やかにご提出ください。
- 住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口へ届書をご提出ください。

年金制度に加入したら「ねんきんネット」に登録を！

「ねんきんネット」は、今後納めていただく保険料の納付実績や将来の年金額が増えていくことを実感できるサービスです。

登録はカンタン！基礎年金番号と翌月送付されるアクセスキーで、最短5分で登録完了！

登録後、すぐに利用できます。

*基礎年金番号があれば登録は可能です。その場合はご登録後、約5営業日程度でユーザIDがお手元に郵送されます。



その他注意事項

保険料を未納のまま放置すると、強制徴収によって、被保険者はもとより連帯納付義務者である世帯主または配偶者の財産が差し押さえられることがあります。また、納付期限の翌日から法の定める延滞金が課されることがあります。

国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が未納の方に対して電話や文書、戸別訪問による納付督促を民間事業者に委託しています（土・日・祝日や夜間にも行っています）。

委託事業の詳しい内容や、お住まいの地域を担当する委託事業者は、日本年金機構ホームページでご確認できます。

*委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。 (<https://www.nenkin.go.jp/>)

国民年金保険料の納付が猶予される

学生納付特例制度の ポイント

令和元年度版

ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

ポイント2 手続きはどうするの？

ポイント3 手続きをしないとどうなるの？

ポイント4 承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの？



日本年金機構

Japan Pension Service

ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

●前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

保険料を納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例を申請しましょう。

◎学生納付特例制度のメリット

- ・ 老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・ 病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることが出来ます。

●対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校[※]に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

<前年所得のめやす> $118万円 + 扶養親族等の数 \times 38万円$ で計算した額以下

ポイント2 手続きはどうするの？

●申請の流れ

1 申請書の入手

申請書は、市(区)役所または町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

2 申請書の記入

記入例を参考に申請書にご記入ください。

3 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金窓口です。申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものが必要です。

4 審査結果の確認

申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

- (1) 「承認通知書」が届いた場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間となります。すでに保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。
- (2) 「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。

* 注意事項

平成31年4月分から翌年3月分までの期間の申請は、平成31年4月から2年後の5月末までになります。申請時点の2年1カ月前の月分まで遡って申請することができますが、申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受け取ることができなくなることがありますので、すみやかに申請してください。

ポイント3 手続きをしないとどうなるの？

●万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります

年金は、老後に受け取るだけではありません。

万一、病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行わないまま保険料を納めずにいたりすると、障害基礎年金が受け取れなくなる可能性があります。

障害基礎
年金

令和元年度
(年額) 975,125円(1級)
780,100円(2級)

※障害等級は、身体障害者手帳の等級ではなく、国民年金法に定められている等級です。
※国民年金加入中の病気やけがで、一定の障害状態にある間は、障害基礎年金を受け取れます。

ポイント4

承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの？

●将来受け取る年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません

「納付」「学生納付特例」「未納」はこのように違います

	老齢基礎年金		障害基礎年金(注) 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

(注) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に経過期間に応じた加算額がプラスされます。

その他、詳細は年金事務所または日本年金機構のホームページでご確認ください。

学生納付特例制度を利用しない場合は？

●保険料は、まとめて納める「前納」がお得です

前納（前払い）すると、保険料が割引になりお得です。また、口座振替、クレジットカード納付は、申し込みが必要です。詳しくは、お早めにお近くの年金事務所にお問い合わせください。

*令和元年度保険料額

納付方法		1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
月々支払の場合の納付方法		16,410円	98,460円	196,920円	395,400円 ^(注)
前納	現金・クレジットカード支払 (割引額)	/	97,660円 (800円)	193,420円 (3,500円)	380,880円 (14,520円)
	口座振替 (割引額)	16,360円 (50円)	97,340円 (1,120円)	192,790円 (4,130円)	379,640円 (15,760円)

(注) 令和元年度保険料16,410円の12カ月分と令和2年度保険料16,540円の12カ月分の合計です。

産前産後期間の保険料免除制度があります

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

あなたの年金 簡単便利なねんきんネットで！

- 24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます！
 - ・国民年金を納めた後に、納付の月数が増えたことを確認してみませんか？
 - ・会社に就職後、厚生年金の加入を確認してみませんか？
- 将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます！

スマートフォンでの
ご利用登録は、こちらから



年金手帳があれば登録はカンタン！
詳しくはWEBで!!

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



学生の方が安心して学校生活を送れるようにするためのお願い

学生納付特例事務法人制度の ご協力をお願いします

👁️ 学生納付特例制度

日本年金機構では、所得のない学生の方が、万が一の病気やケガで障害を負ってしまった場合でも保障が受けられるよう、ご本人の申請により保険料の納付が猶予され、障害や死亡に備えられる学生納付特例制度の普及、推進に努めております。

(障害基礎年金は、講義中やサークル活動中などの事故によるケガにも対応しております)

👁️ 学生納付特例事務法人制度のお願い

この学生納付特例制度について、学生の方がより手続きをしやすくする観点から、大学等教育施設が学生の委託を受けて、申請の代行ができるようにしております。
(学生納付特例事務法人制度)

大学等教育施設におかれましては、学生の方が安心して学校生活を送れるよう、学生納付特例申請の代行のご協力をお願いいたします。

※ 大学等教育施設・・・大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校
(修業年限が1年以上の課程に在学している方に限りません)

学生納付特例事務法人制度の流れ

「国民年金保険料 学生納付特例申 請書」の受付

- 学生等からご提出いただいた「国民年金保険料学生納付特例申請書」(以下、「申請書」)について必要事項が記載されているか、添付書類がそろっているか確認し、「申請書」及び「申請書」に添付されている「本人控」に受付印を押印します。
- 押印した「本人控」については本人にお渡しします。

国民年金保険料 学生納付特例申 請の代行

- 受付した「申請書」について、管轄の日本年金機構事務センター(以下「事務センター」)に提出します。
(事務センターで受付後、審査の結果を事務センターから直接ご本人あてに送付します)

事務手数料の 支払い

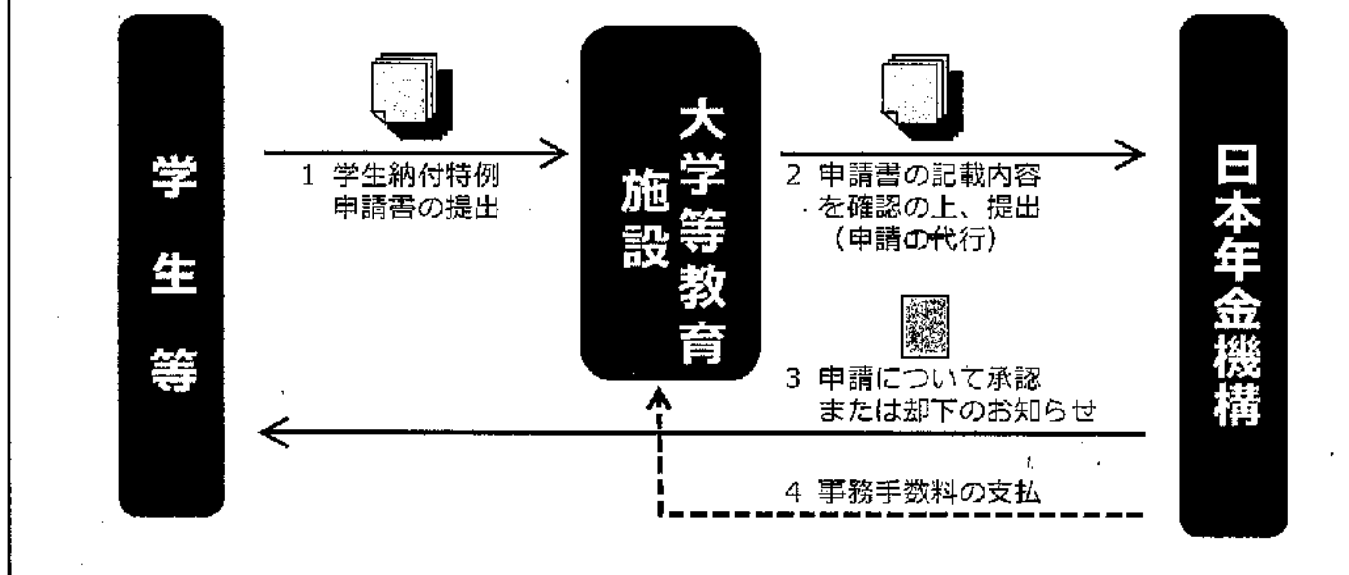
- 大学等教育施設からの報告に基づき、日本年金機構は大学等教育施設に対して代行していただいた事務手数料を支払います。
(1件当たり単価500円)

周知

- オリエンテーション等の機会を活用し、在学する学生等に対して代行事務を行っていることを周知します。
- また、可能な範囲で国民年金の制度について周知を行います。

※ 申請書にマイナンバー(個人番号)が記載されていた場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第16条に基づき、本人確認の措置(番号確認、身元(実存)確認)を実施します。

代行事務の流れの概略図



学生納付特例申請の代行事務にご協力いただける場合

- 学生納付特例の代行事務にご協力いただける場合、大学等教育施設の所在地の管轄の日本年金機構本部地域部（以下「機構本部地域部」）に申し込みをしていただくこととなります。
（大学等の所在地が複数箇所にあつた場合は、主たる所在地を管轄する機構本部地域部が管轄となります）
- 申し込み後、機構本部地域部とその管轄の厚生局にて審査を行い、その結果をお知らせするとともに、機構本部地域部と代行事務を行うことについての契約を結んでいただきます。
- 代行事務に必要な事務を定めた取扱要領や、学生等の方への周知用の資料については、日本年金機構側から提供いたします。

学生の方の年金権確保について、ぜひご協力をお願いいたします！

※ ご協力いただける場合のお手続きや代行事務の詳細につきましては、管轄の「機構本部地域部」までお問い合わせください。